

白浜町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰により影響を受ける介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所に対し、予算の範囲内で社会福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、白浜町補助金等交付規則（平成25年白浜町規則第17号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 令和7年6月30日（以下「基準日」という。）において、白浜町内に所在する次のアからサに掲げる施設又は事業所（以下「施設等」という。）を運営している開設者又は指定事業者（以下「開設者等」という。）であること。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う事業所。ただし、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の事業を行う事業所を除く。

イ 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う事業所

ウ 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所

エ 介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設

オ 介護保険法第115条の45第1項第1号イ又はロに規定する第1号事業を行う事業所。ただし、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和6年厚生労働省告示第168号）第2の4の（1）に規定する従前相当サービスを行う事業所に限る。

カ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等

ク 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者

ケ 障害者総合支援法第77条第1項第9号に規定する事業を行う事業者

コ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者

サ 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者

(2) 本支援金の申請日において、施設等で運営する事業の実態があること。

(3) 事業継続の意思がある者であること。

(不交付要件)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（法人にあつては、

その役員が次の各号のいずれかに該当する場合を含む。) に対しては、支援金を交付しない。

- (1) 交付申請する施設等で運営する事業において既に本支援金の交付を受けた者。ただし、第7条第3項の規定による再度の交付の決定を行う者を除く。
- (2) 白浜町暴力団排除条例(平成23年白浜町条例第15号)第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと町長が認める者

(支援金額)

第4条 支援金の額は、別表のとおりとする。

(支援金の交付の申請)

第5条 支援金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、施設等ごとに白浜町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に対し提出しなければならない。ただし、申請者が複数の施設等の開設者等である場合、一の申請で足りるものとし、その場合、申請する施設等ごとに別紙を作成し、添付しなければならない。

(交付申請の期間及び添付書類等)

第6条 支援金の申請期間は、令和7年8月1日から令和7年9月16日までとする。

2 第5条に規定する支援金の交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 役員名簿(申請者が法人の場合のみ)(様式第3号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(支援金の交付の決定)

第7条 町長は、支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る支援金の交付が本要綱その他関係法令等で定めるところに違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに白浜町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に交付の決定を通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項に修正を加えて支援金の交付の決定をすることができる。

3 町長は、交付の決定の後に申請者の責によらない事由により交付の決定の変更をする事由が生じたときは、再度の交付の決定をすることができる。

(実績報告及び額の確定)

第8条 この支援金の実績報告は、規則第12条の規定にかかわらず、第5条に規定する支援金の交付の申請により当該実績報告があったものとみなす。

2 この支援金の額の確定は、規則第13条の規定にかかわらず、第7条に規定する支援

金の交付の決定により当該支援金の額の確定を行ったものとみなす。

(請求書の省略)

第9条 この支援金の交付請求は、規則第15条の規定にかかわらず、第7条に規定する支援金の交付の決定を申請者に通知した日に、申請者から請求書の提出があったものとみなす。

(申請書類の保管)

第10条 申請者は、支援金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等を支援金の交付を受けた後5年間保管し、町長から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、交付の決定が行われるまでの間、当該申請を取り下げることができる。

(支援金の交付)

第12条 町長は、第7条の規定による交付の決定後、申請者に対して支援金を速やかに交付するものとする。

2 町長は、第7条第3項の規定による再度の交付の決定を行った場合において、再度の交付の決定を行った額と既に支払った額に差がある場合は、その差額を交付することができる。

(決定の取消し)

第13条 町長は、申請者（法人にあっては、その役員を含む。）が第3条に規定する支援金の不交付要件に該当することが判明したとき又は支援金の交付の決定の内容に付した条件その他法令若しくはこれに基づく町長の処分に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第14条 町長は、第7条第3項の規定により支援金の減額による再度の交付の決定をした場合又は前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合には、申請者の当該減額又は取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて当該支援金の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第15条 町長は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に対して報告をさせ、又は町職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支援対象			単価
介護サービス事業所等	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービス	8,500円/定員
	入所系(介護保険施設)	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院	6,000円/定員
	入所系(介護保険施設以外)	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（単独型又は併設型に限る。）、軽費老人ホーム	13,000円/定員
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問型サービス	25,500円/事業所
	居宅介護支援	居宅介護支援	12,000円/事業所
障害福祉サービス事業所	通所系	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター	4,000円/定員
	居住系	共同生活援助、短期入所（単独及び併設型に限る。）	4,000円/定員
	入所系	施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	3,500円/定員
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	11,000円/事業所
	相談系	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援	5,000円/事業所

※定員は基準日において指定又は届出している数とする。

白浜町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書

白浜町長 様

申請者住所	
フリガナ	
申請者名称 (個人事業者の場合は空欄)	
フリガナ	
役職名及び代表者名 (個人事業者の場合は氏名)	
連絡先電話番号	
フリガナ	
担当者名	
日中連絡先	
メールアドレス	

白浜町社会福祉施設等物価高騰対策支援金の交付について、白浜町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 支援金交付申請額 金 円

2 関係書類

- ・支援金交付申請書の別紙（個票）
- ・誓約書（様式第 2 号）
- ・役員名簿（様式第 3 号）※法人の場合のみ

3 振込先金融機関口座

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

（該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。）

記

- 白浜町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める交付対象者です。
- 支援金交付申請書の別紙に記載の施設等は、本支援金の交付を受けていません。
- 白浜町暴力団排除条例（平成23年白浜町条例第15号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなるまでの者ではありません。
- 審査の必要に応じ、申請内容について関係機関に情報の提供や照会等を行うことに同意します。
- 要綱第3条に規定する不交付要件に該当することが判明した場合、要綱第13条に基づき、交付の決定の全部又は一部を取り消されても何ら異議の申立てを行いません。
- 提出書類の記載事項に虚偽があった場合は、支援金を一括返還します。

白浜町長 様

年 月 日

法人名（個人事業者の場合は空欄）

役職名及び代表者名（個人事業者の場合は氏名）

様式第 4 号（第 7 条関係）

白浜町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

白浜町長

年 月 日付けで申請のあった白浜町社会福祉施設等物価高騰対策支援金
交付申請について、次のとおり決定したので、白浜町社会福祉施設等物価高騰対策支援金
交付要綱第 7 条の規定により、通知します。

支援金交付決定額 _____ 円